

案件

穂谷川清掃工場跡地活用の基本的な考え方について

環境政策課

1. 政策等の背景・目的及び効果

穂谷川清掃工場（以下、「本工場」という。）は、令和8（2026）年3月、枚方京田辺環境施設組合による可燃ごみ広域処理施設の本格稼働に伴い、ごみ焼却場としての役割を終えます。

現在、地域住民の理解と協力が得られることを第一に、地域脱炭素及び循環型社会の実現に寄与する新たな拠点をめざして、既存施設等を含む本工場の今後のあり方について検討を進めています。

今回、新たな拠点形成に必要な機能を整理し、別冊のとおり「穂谷川清掃工場跡地活用の基本的な考え方（案）」（以下、「基本的な考え方（案）」という。）をとりまとめましたので、その内容と今後の予定について報告するものです。

2. 内容

別冊「穂谷川清掃工場跡地活用の基本的な考え方（案）」

(1) 対象範囲 P. 3※基本的な考え方（案）の該当ページ（以下同）



(2) 検討のポイント P.9

① ニーズ把握

1) 行政需要

枚方市公共施設マネジメント推進計画において、「新庁舎整備後を見据えた既存の庁舎関連施設のより効率的・効果的な配置を検討」を改訂に向けた視点として掲げていることから、同計画と整合を図りながら検討を進めます。

2) 地域意向

本工場周辺の校区コミュニティ協議会、自治会に対する説明や意見交換を行うなど、地域の意向を踏まえながら検討を進めます。

(地域からの主な意見)

- ・ 本工場の跡地活用による周辺道路への交通の影響
- ・ 本工場の跡地活用に関する自治会会員以外の地域住民への説明や周知方法
- ・ 第3プラント稼働停止に伴うごみの収集回数、方法及び時間への影響
- ・ 第3プラント稼働停止に伴う災害時のごみ処理能力への影響
- ・ 本工場に電池や小型家電を持ち込む際の利用窓口の明確化

② 跡地活用の視点

1) 国の取組強化等に対応する『資源循環機能』

第2次枚方市一般廃棄物処理基本計画（案）で定める、「徹底した4Rの推進」に向けて取り組みます。また、第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、跡地活用に伴う建築物の省エネルギー化の促進や再生可能エネルギーの導入に取り組みます。

2) 既存施設のあり方や再配置等による『効率的な業務機能』

本工場敷地内の施設及び設備の大部分が、整備から30年以上経過し老朽化が進んでいるため、令和9（2027）年3月に改訂予定の枚方市公共施設マネジメント推進計画との整合を図り、継続利用、改修、建替え及び廃止による効率的な業務機能の配置を検討します。

3) インフラ整備による『災害対策機能』

災害時の廃棄物収集拠点として受入体制を整えるため、国や大阪府と協議しながら周辺道路等の交通機能の拡充を検討します。

4) 公民連携による『賑わい創出機能』

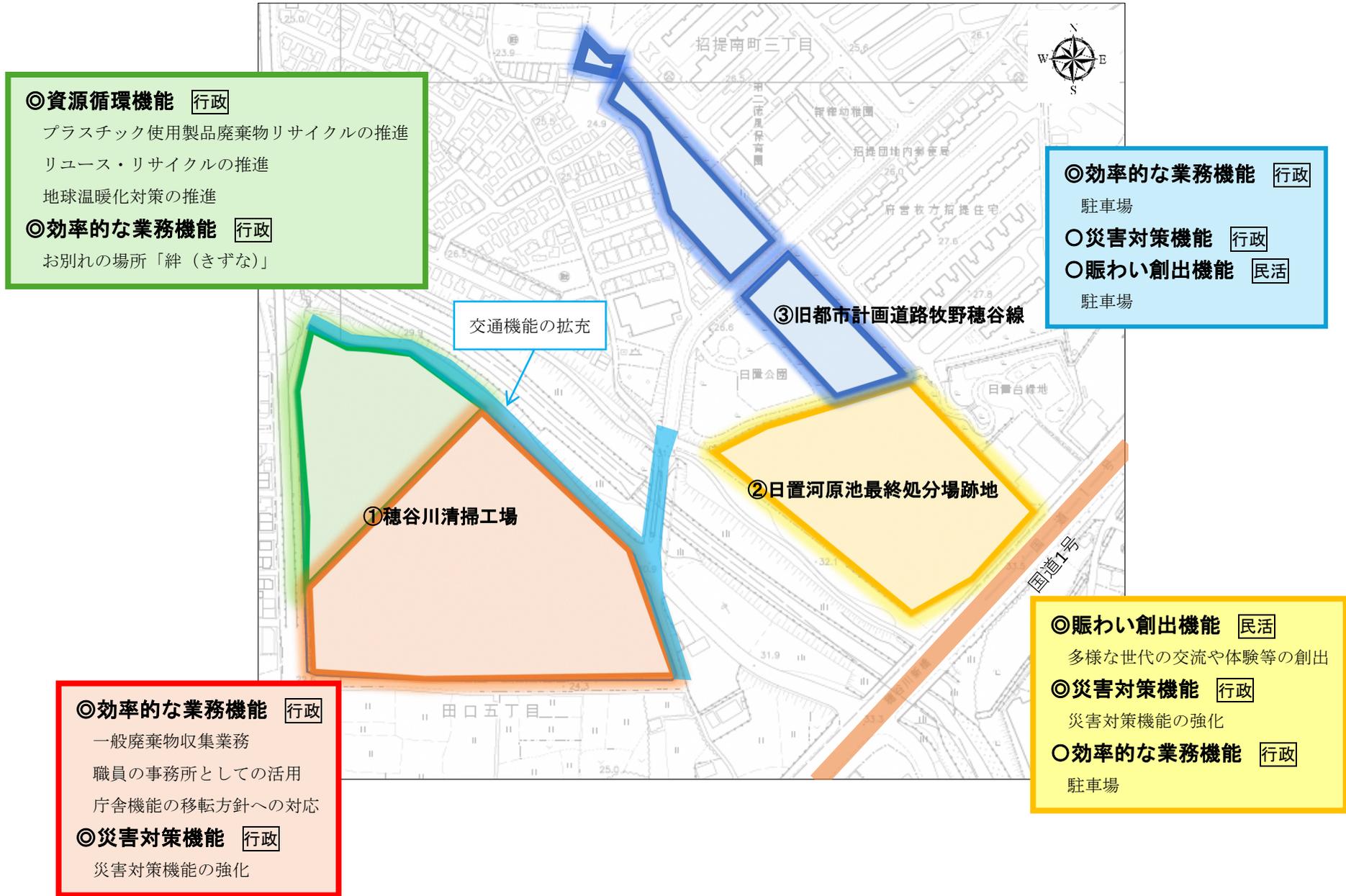
多様な世代の交流及び体験機会の提供を通じて賑わいの創出を図るため、民間活力の導入可能性を検討します。

(3) 土地利用の方向性 P.14

跡地活用の視点・必要な機能のイメージ	土地利用の方向性			
	①	②	③	選定理由
<p>1) 『資源循環機能』</p> <p><u>プラスチック使用製品廃棄物リサイクルの推進</u> <u>リユース・リサイクルの推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者と資源物等運搬車両等との動線の適切分離 資源物の効率的な分別、保管及び資源化推進 再利用・再商品化の拡大 <p><u>地球温暖化対策の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設への再生可能エネルギーの導入 環境教育 	◎			<ul style="list-style-type: none"> 資源循環機能として既存施設の有効活用も含めた検討が可能 周辺住環境への影響が少ない
<p>2) 『効率的な業務機能』</p> <p><u>一般廃棄物収集業務</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 塵芥収集車等の管理（洗車、整備、駐車場） ストックヤード <p><u>職員の事務所としての活用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 執務スペース、会議室 公用車、職員用駐車場 <p><u>お別れの場所「絆（きずな）」</u></p> <p><u>庁舎機能の移転方針への対応</u></p>	◎	○	◎	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な業務機能として既存施設の有効活用も含めた検討が可能
<p>3) 『災害対策機能』</p> <p><u>災害対策機能の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物収集拠点として受入体制の整備 道路等の交通機能の拡充 	◎	◎	○	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策機能として既存施設の有効活用も含めた検討が可能 災害対策車両や応援車両等の駐車スペースとして活用が可能 国道1号から乗入可能（国との協議要）
<p>4) 『賑わい創出機能』</p> <p><u>多様な世代の交流や体験等の創出</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 多目的広場、芝生広場、テニスコート、サッカー場、自転車トライアル練習場等 		◎	○	<ul style="list-style-type: none"> 広場、スポーツ施設等として平面的な利用が可能 施設利用者の駐車場として活用が可能 国道1号から乗入可能（国との協議要）

※①穂谷川清掃工場 ②日置河原池最終処分場跡地 ③旧都市計画道路牧野穂谷線

(4) 跡地活用のゾーニング P. 15



(5) 基本構想の策定

基本的な考え方を策定した後は、地歴調査及び民間事業者へのサウンディング調査を実施し、導入する機能にあわせた土地利用や建物配置計画の検討、事業手法の選定、概算事業費の算定及び整備スケジュール等をまとめた「穂谷川清掃工場跡地活用に向けた基本構想」（以下、「基本構想」という。）の策定に取り組みます。

3. 実施時期等

令和8(2026)年1月頃	本工場跡地活用に向けた地域関係者等との意見交換
2月	「基本的な考え方(案)」を建設環境委員協議会へ報告
3月	定例会議会へ「基本構想」の策定支援業務委託に係る当初予算を計上 「基本的な考え方(案)」の市民説明会を開催 「基本的な考え方」の策定及び公表
令和8(2026)年度	「基本構想」策定業務 (地歴調査及び民間事業者へのサウンディング調査)
11月	「基本構想(素案)」を建設環境委員協議会へ報告
12月頃	「基本構想(素案)」のパブリックコメントを実施
令和9(2027)年2月	「基本構想(案)」を建設環境委員協議会へ報告
3月	「基本構想」の策定及び公表

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 自然と共生し、美しい環境を守り育てるまち

施策目標 25 ごみを減らし、資源の循環が進むまち

施策目標 26 安全で良好な生活環境が確保されたまち

施策目標 27 地球温暖化対策に取り組むまち



5. 関係法令・条例等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、都市計画法

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 業務委託料 19,985 千円 3月定例会議へ令和8(2026)年度当初予算として計上予定

《財 源》 一般財源 19,985 千円

穂谷川清掃工場跡地活用の基本的な考え方 (案)

令和8（2026）年 月

枚方市

目 次

第 1 章 はじめに	
1-1 策定の背景	1
1-2 位置づけ	2
第 2 章 対象の概況	
2-1 対象範囲	3
2-2 現状と課題	3
第 3 章 検討事項	
3-1 検討の流れ	8
3-2 検討のポイント	9
第 4 章 土地利用の方向性	
4-1 土地利用の方向性	14
4-2 跡地活用のゾーニング	15
第 5 章 スケジュール	16

第1章 はじめに

1-1 策定の背景

穂谷川清掃工場（以下、「本工場」という。）は、昭和38（1963）年の開設以降、本市のごみ処理行政の拠点として市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を支えてきました。

これまで、昭和63（1988）年に稼働した第3プラントと平成20（2008）年に稼働した東部清掃工場の二所体制でごみ焼却を実施してきました。令和8（2026）年3月から枚方京田辺環境施設組合が新たに可燃ごみ広域処理施設を稼働することに伴い、本工場はごみ焼却場としての役割を終えることとなります。

このことから、第3プラントをはじめ、本工場敷地内の管理棟、破碎棟（破碎設備）、動物焼却炉及びストックヤード等の既存施設や本工場周辺の公共用地の取り扱いなど、長期的な視点で活用の方策について検討し、今後の方向性を具体化していく必要があります。

また、第5次枚方市総合計画では、「自然と共生し、美しい環境を守り育てるまち」を基本目標の一つに掲げ、ごみ減量や資源循環、省エネルギーを推進するとともに、再生可能エネルギーの利用を促進するなど、地球環境に配慮した取組を進めることとしています。

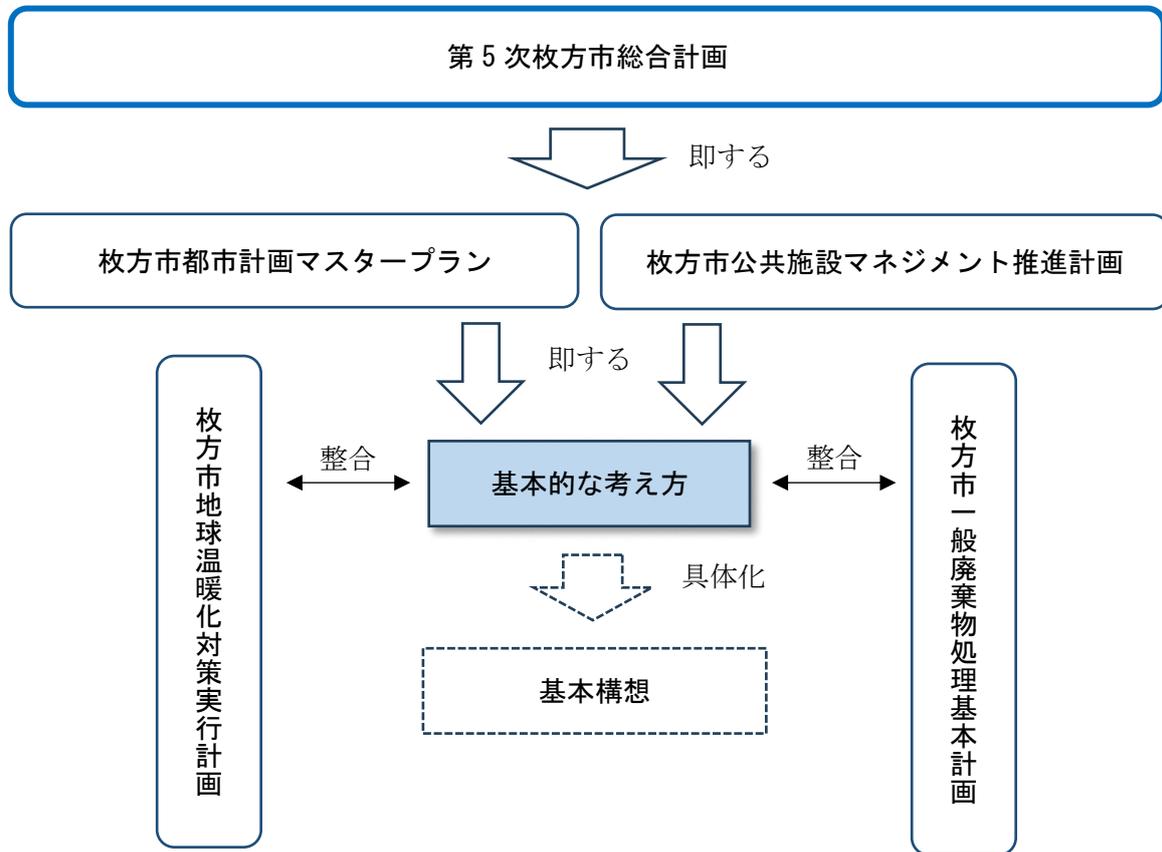
以上を踏まえ、地域住民の理解と協力が得られることを第一に、地域脱炭素及び循環型社会の実現に寄与する新たな拠点をめざして必要な機能を整理し、本工場の跡地活用に関する基本的な考え方（以下、「基本的な考え方」という。）を定めるものです。

【穂谷川清掃工場の沿革】

年月日	沿革
昭和38年7月	穂谷川清掃工場（40t/日）完成
昭和43年3月	第1プラント（150t/日）増設
昭和48年5月	第2プラント（300t/日：150t×2基）増設
昭和55年4月	粗大ごみ処理施設（75t/5h）完成
昭和63年3月	第3プラント（200t/日）完成 第1プラント廃止
平成20年12月	東部清掃工場（240t/日）稼働 第2プラント休止
平成23年8月	第2プラント廃止
平成25年4月	東部清掃工場粗大ごみ破碎処理施設（39t/5h）稼働 粗大ごみ処理施設休止
令和8年3月	枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設（168t/日）稼働 第3プラント休止

1-2 位置づけ

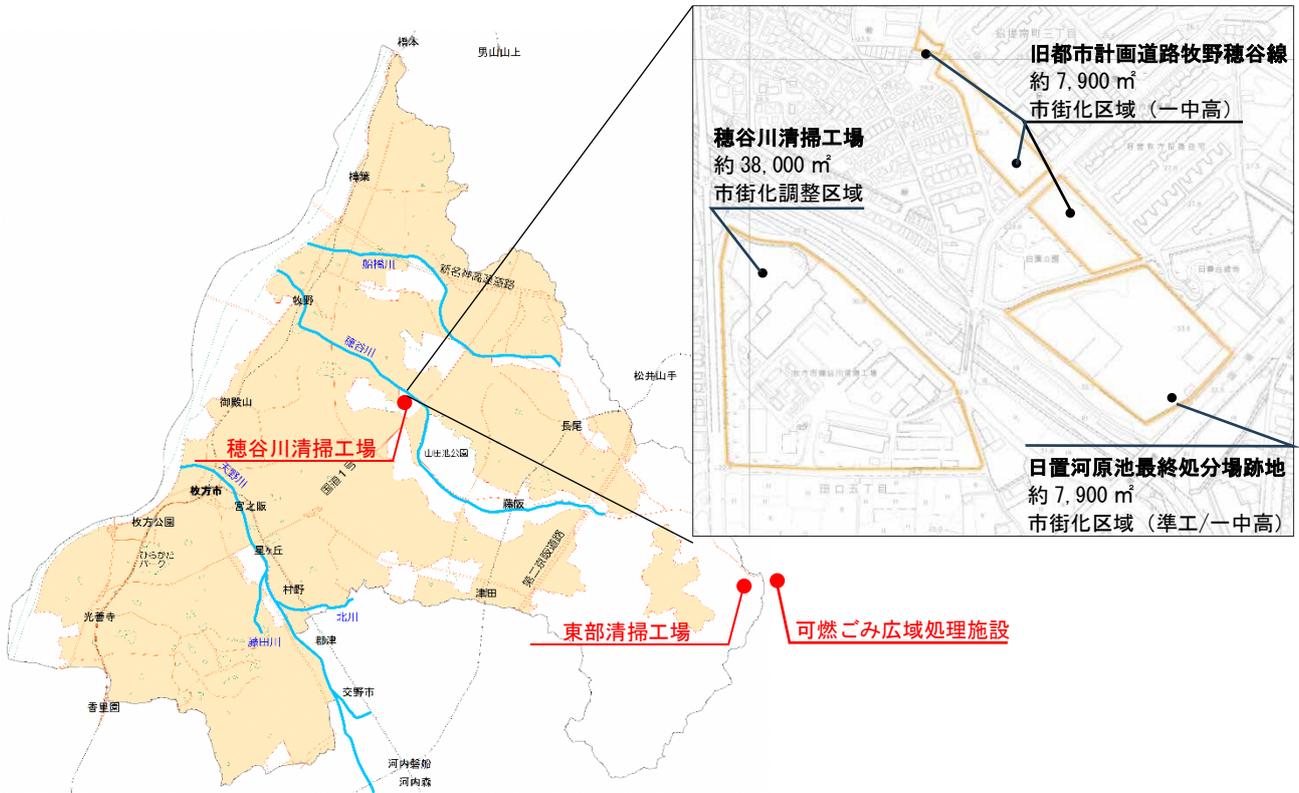
「基本的な考え方」は、「第5次枚方市総合計画（平成28(2016)年4月策定）」、「枚方市都市計画マスタープラン（令和9（2027）年3月改定予定）」及び「枚方市公共施設マネジメント推進計画（令和9（2027）年3月改訂予定）」を上位計画とし、分野別行政計画である「枚方市地球温暖化対策実行計画」「枚方市一般廃棄物処理基本計画」と整合を図ります。



第2章 対象の概況

2-1 対象範囲

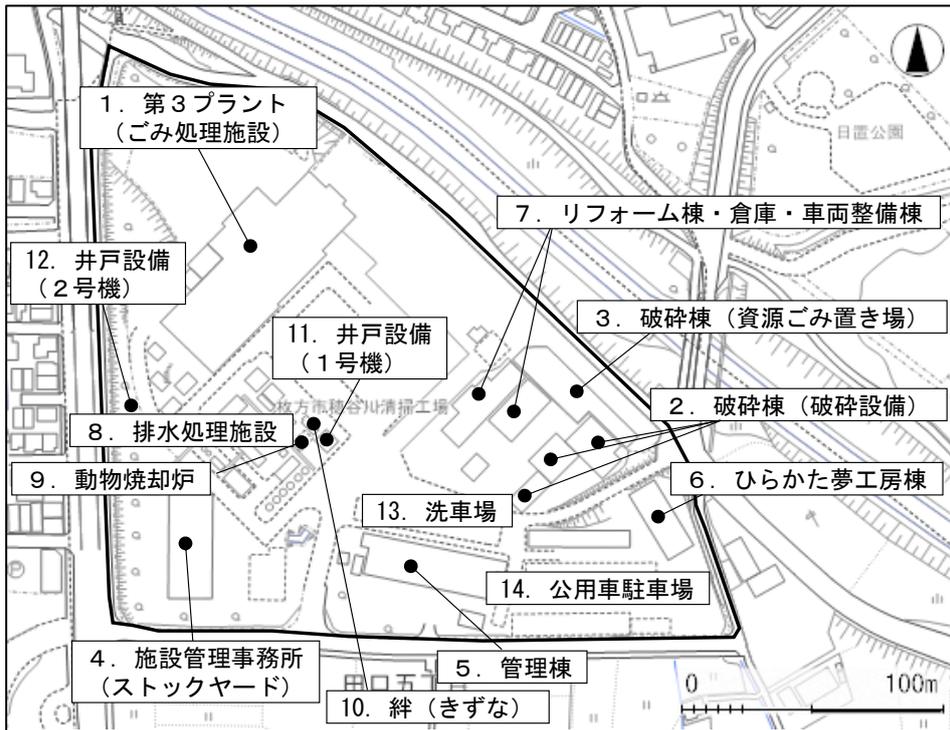
基本的な考え方の対象範囲は、本工場と周辺の市有地とします。



2-2 現状と課題

(1) 穂谷川清掃工場

①現状



ア. 建築物

施設名	現況	用途	建築年月
1. 第3プラント (ごみ処理施設)		ごみ処理施設 (R8年3月 末休止) ※R8年6月～(仮称)リサ イクルセンターとして暫定 利用	S63.3
2. 破碎棟 (破碎設備)		書庫・資材置き場	S55.3
3. 破碎棟 (資源ごみ置き場)		空き缶、びん・ガラス類の 保管場所	H17.3
4. 施設管理事務所 (ストックヤード)		資機材等の保管場所	H25.3
5. 管理棟		環境部の庁舎	S49.3
6. ひらかた夢工房棟		市民ボランティアによる ごみ減量活動拠点	S40.3 改築 H25.3
7. リフォーム棟・倉庫・ 車両整備棟		車両整備	H2.3 H5.5

出典：「令和6（2024）年度 枚方市事務概要」から抜粋

イ. その他設備

施設名	写真	用途
8. 排水処理施設		第3プラント及び洗車場、動物焼却炉等の排水処理
9. 動物焼却炉		動物遺骸の焼却
10. 絆（きずな）		ペットとのお別れの場
11. 井戸設備（1号機）		第3プラント及び洗車場、動物焼却炉の用水
12. 井戸設備（2号機）		第3プラント及び洗車場、動物焼却炉の用水
13. 洗車場		塵芥収集車等の洗車場
14. 公用車駐車場		公用車、塵芥収集車等の駐車場

②課題

本工場は都市計画法上、市街化調整区域に位置し、都市施設「ごみ焼却場」に都市計画決定されており、一定の建築や開発が制限されています。

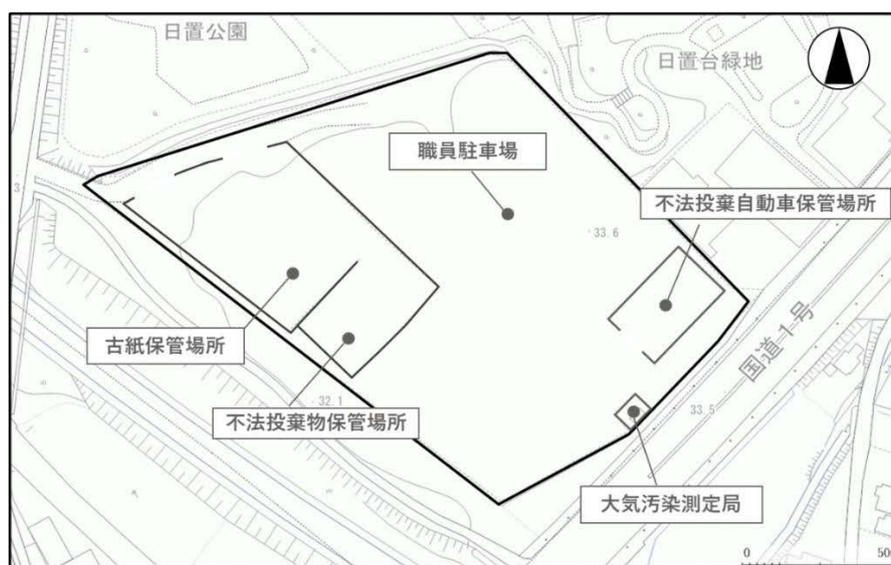
また、本工場敷地は、土地の形質変更を実施する際には、土壤汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壤調査が必要となります。調査結果によっては、土地の形質変更の着手前に汚染土壤の除去や封じ込めの措置が必要になる場合があります。

さらに、本工場の敷地内には第3プラントや破砕棟（破砕設備）など、設置当初の役割を終了した施設及び設備が残存しており、有効に活用できるスペースは限定的となっています。そのため、小型家電、水銀使用廃製品などの再資源化や市民持込みごみ受付、粗大ごみのリユース・リサイクルやフードドライブの取組を敷地内の手狭な空きスペースで点在して作業しており、これらの設備や作業環境などについても整理が必要となります。

(2) 日置河原池最終処分場跡地

①現状

日置河原池最終処分場跡地（以下、「本跡地」という）は、職員駐車場や古紙等の保管場所、大気汚染測定局などで利用しています。



②課題

本跡地は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により廃棄物が地下に埋まっている土地として区域を指定しています。

そのため、土地の形質変更を行う場合には、廃棄物やガス、汚水によって生活環境に支障が出ないように、環境省が公表している「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に従い、これらの飛散や流出の防止措置を施した工事施工が必要です。

また、現在利用している職員駐車場や古紙等の保管場所、大気汚染測定局などの移設を検討する必要があります。

(3) 旧都市計画道路牧野穂谷線

①現状

現在、旧都市計画道路牧野穂谷線用地（以下、「本用地」という。）は事業の用に供していない未利用地です。



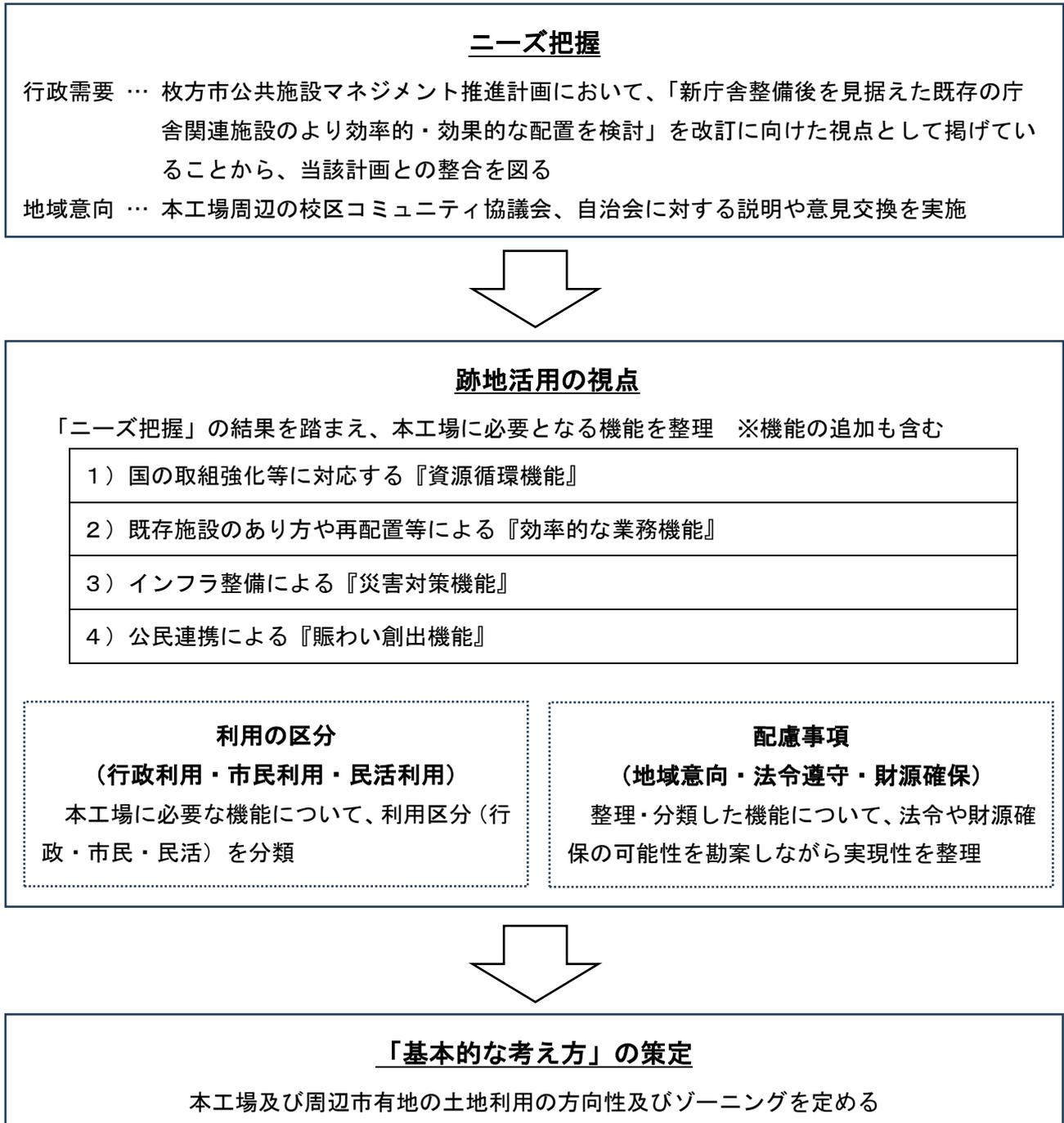
②課題

本用地は、平成 25（2013）年 8 月に都市計画道路牧野穂谷線が廃止されたことから、本工場の跡地利用に向けた検討状況及び地域の意向を踏まえて、周囲と一体的な活用の可能性などを庁内検討していくこととしています。

第3章 検討事項

3-1 検討の流れ

検討のフロー図は、以下のとおりです。



3-2 検討のポイント

(1) ニーズ把握

①行政需要

枚方市公共施設マネジメント推進計画において、「新庁舎整備後を見据えた既存の庁舎関連施設のより効率的・効果的な配置を検討」を改訂に向けた視点として掲げていることから、同計画と整合を図りながら検討を進めます。

②地域意向

本工場周辺の校区コミュニティ協議会、自治会に対する説明や意見交換を行うなど、地域の意向を踏まえながら検討を進めます。

(地域からの主な意見)

- ・ 本工場の跡地活用による周辺道路への交通の影響
- ・ 本工場の跡地活用に関する自治会会員以外の地域住民への説明や周知方法
- ・ 第3プラント稼働停止に伴うごみの収集回数、方法及び時間への影響
- ・ 第3プラント稼働停止に伴う災害時のごみ処理能力への影響
- ・ 本工場に電池や小型家電を持ち込む際の利用窓口の明確化

(2) 跡地活用の視点

「(1) ニーズ把握」の結果を踏まえた本工場に必要となる機能と合わせて、それぞれの機能の利用区分(行政、市民、民活)と遵守・配慮事項についても整理します。

【共通する遵守・配慮事項】

●関係法令の遵守

安全を最優先に、市民や事業者、市職員等が安心して利用できるよう、都市計画法、建築基準法、土壌汚染対策法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ、関係法令等を遵守した跡地活用を検討します。

●国庫補助金等の活用

本工場跡地活用に伴う改修及び整備工事等にかかる費用は、国庫補助金等の活用を図り、財政負担の軽減及び財政支出の平準化に努めます。

①国の取組強化等に対応する『資源循環機能』

第2次枚方市一般廃棄物処理基本計画（案）で定める、「徹底した4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の推進」に向けて取り組みます。

また、第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、跡地活用に伴う建築物の省エネルギー化の促進や再生可能エネルギーの導入に取り組みます。

ア. 市が考える必要な機能のイメージ

a. プラスチック使用製品廃棄物リサイクルの推進：行政利用

プラスチックごみによる環境汚染や温室効果ガスの排出が国際的な課題となっており、こうした状況を踏まえ、令和7（2025）年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。同法では、プラスチック製品の設計・製造から使用、排出、再資源化に至るまでの各段階における資源循環を総合的に推進することが求められており、市町村は、同法第13条に基づき、プラスチックごみの排出、分別収集及び再資源化を適正かつ効果的に実施する責務を有しています。

これらに対応するため、プラスチック使用製品廃棄物リサイクルに取り組みます。

b. リユース・リサイクルの推進：行政利用

これまで本工場が担ってきた取組を基盤として、リユース・リサイクルの一層の推進を図ります。

市民が持ち込むリユース品や資源物の管理体制を充実させ、効率的な分別・保管及び再資源化を推進するとともに、民間事業者との連携により再利用・再商品化の拡大を図ります。

また、持込みごみの受付場所やリユース品、資源化物の保管場所等の再配置や、施設を利用する市民と資源物等を運搬する車両等との動線を適切に分離し、市民の利便性と安全で円滑な施設運営を確保するように検討します。さらに、ICTの活用により受付や情報提供の効率化を進め、市民の利便性の向上も図ります。

c. 地球温暖化対策の推進：行政利用

本工場跡地活用にあたっては、自家消費型の太陽光発電や高効率空調設備などの再生可能エネルギーや省エネルギー設備を導入することにより、電気の使用に伴う温室効果ガス排出量の削減を図ります。さらに、地球温暖化対策の普及啓発による環境教育の推進に取り組みます。

イ. 地域意向への配慮

- ・施設利用者と資源物等運搬車両等との乗入ルートの整理
- ・市民が気軽に資源ごみ等を持ち込める動線の確保

②既存施設のあり方や再配置等による効率的な業務機能

本工場敷地内の施設及び設備の大部分が、整備から 30 年以上経過し老朽化が進んでいるため、令和 9 (2027) 年 3 月に改訂予定の枚方市公共施設マネジメント推進計画との整合を図り、継続利用、改修、建替え及び廃止による効率的な業務機能の配置を検討します。

ア. 市が考える必要な機能のイメージ

a. 一般廃棄物収集業務：行政利用

- ・塵芥収集車両等の管理（洗車、整備、駐車場）
- ・ストックヤード（空き缶、びん・ガラス類等の保管）

b. 職員の事務所としての活用：行政利用

- ・執務スペース、会議室
- ・公用車、職員用駐車場

c. お別れの場所「絆（きずな）」：行政利用

- ・ペットとの最後のお別れの場所
- ・動物焼却炉については、設備の老朽化が進行していること、第 3 プラント及び各種設備の稼働休止に伴う動物焼却炉への影響が想定されることから、廃止及び委託を検討

d. 庁舎機能の移転方針への対応

イ. 地域意向への配慮

- ・施設利用者と塵芥収集車両等との乗入ルートの整理

③インフラ整備による災害対策機能

災害時の廃棄物収集拠点として受入体制を整えるため、国や大阪府と協議しながら周辺道路等の交通機能の拡充を検討します。



ア. 市が考える必要な機能のイメージ

災害対策機能の強化：行政利用

- ・ 災害時の廃棄物収集拠点として受入体制の整備
- ・ 道路等の交通機能の拡充

イ. 地域意向への配慮

- ・ 災害対策車両や応援車両の乗入ルートの整理

④公民連携による賑わい創出機能

多様な世代の交流及び体験機会の提供を通じて賑わいの創出を図るため、民間活力の導入可能性を検討します。

ア. 市が考える必要な機能のイメージ

多様な世代の交流や体験等の創出：民活利用

- ・ 多目的広場、芝生広場、テニスコート、サッカー場、自転車トライアル練習場 等

参考（他市事例）

- ・ 廃棄物の埋立処分地の一部をスポーツ施設（サッカー場、芝生広場等）として整備

(イメージ)



多目的広場



芝生広場



テニスコート



サッカー場

イ. 地域意向への配慮

- ・ 周辺の住環境に配慮した施設運営
- ・ 施設利用者の車両乗入ルートの整理

第4章 土地利用の方向性

4-1 土地利用の方向性

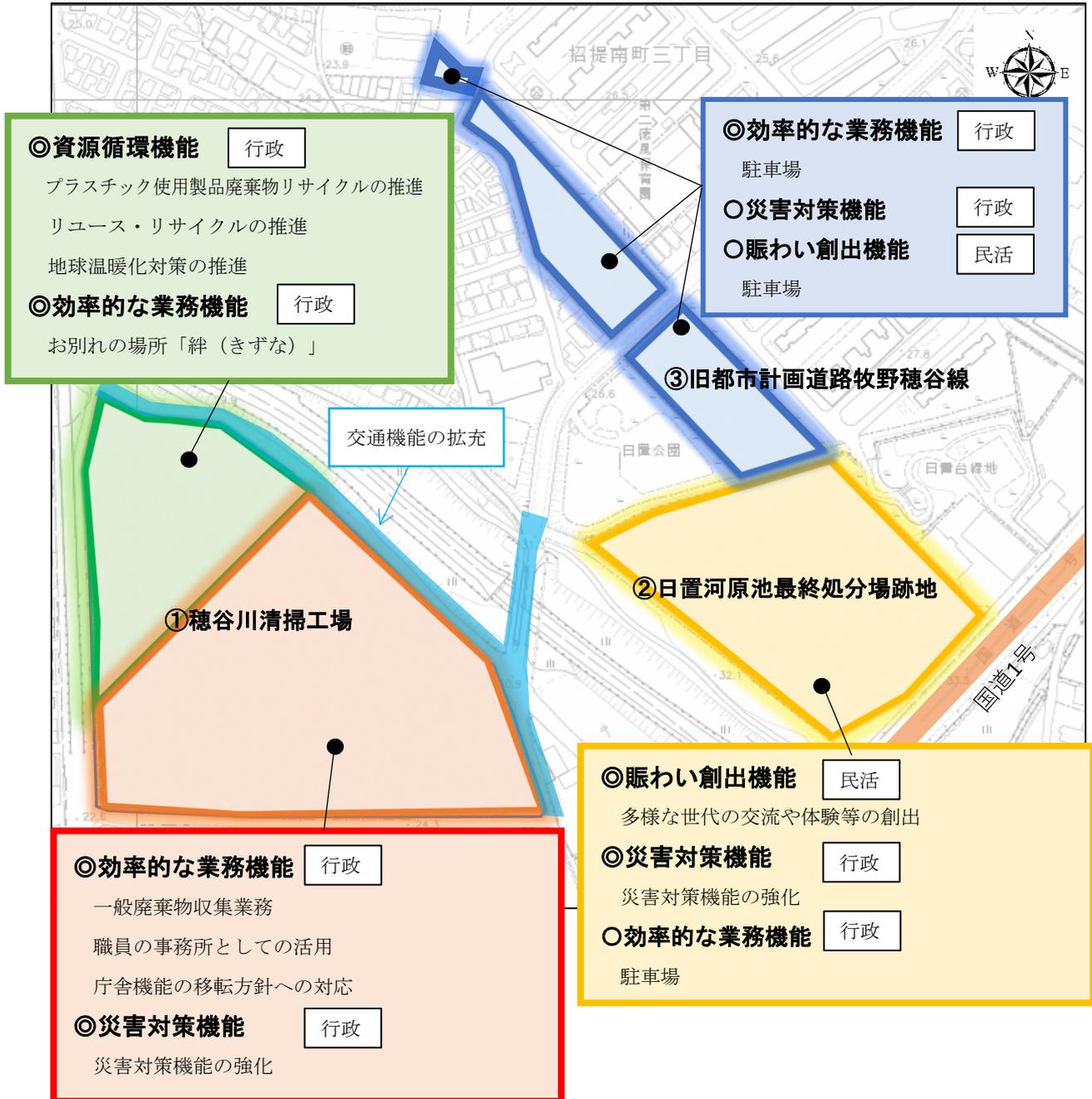
跡地活用の対象範囲の現状と課題を踏まえ、市が考える必要な機能のイメージを整理し、土地利用の方向性を以下のとおり整理します。

跡地活用の視点・必要な機能のイメージ	利用区分	土地利用の方向性			
		①	②	③	選定理由
1) 資源循環機能 <u>プラスチック使用製品廃棄物リサイクルの推進</u> <u>リユース・リサイクルの推進</u> ・施設利用者と資源物等運搬車両等との動線の適切分離 ・資源物の効率的な分別・保管及び資源化推進 ・再利用・再商品化の拡大 <u>地球温暖化対策の推進</u> ・施設への再生可能エネルギーの導入 ・環境教育	行政 行政 行政	◎			・資源循環機能として既存施設の有効活用も含めた検討が可能 ・周辺住環境への影響が少ない
2) 効率的な業務機能 <u>一般廃棄物収集業務</u> ・塵芥収集車両等の管理（洗車、整備、駐車場） ・ストックヤード <u>職員の事務所としての活用</u> ・執務スペース、会議室 ・公用車、職員用駐車場 <u>お別れの場所「絆（きずな）」</u> <u>庁舎機能の移転方針への対応</u>	行政 行政 行政 行政	◎	○	◎	・効率的な業務機能として既存施設の有効活用も含めた検討が可能
3) 災害対策機能 <u>災害対策機能の強化</u> ・廃棄物収集拠点として受入体制の整備 ・道路等の交通機能の拡充	行政	◎	◎	○	・災害対策機能として既存施設の有効活用も含めた検討が可能 ・災害対策車両や応援車両等の駐車スペースとして活用が可能 ・国道1号から乗入可能（国との協議要）
4) 賑わい創出機能 <u>多様な世代の交流や体験等の創出</u> ・多目的広場、芝生広場、テニスコート、サッカー場、自転車トライアル練習場等	民活		◎	○	・広場、スポーツ施設等として平面的な利用が可能 ・施設利用者の駐車場として活用が可能 ・国道1号から乗入可能（国との協議要）

※①穂谷川清掃工場、②日置河原池最終処分場跡地、③旧都市計画道路牧野穂谷線

4-2 跡地活用のゾーニング

土地使用の方向性をもとに、ゾーニングを定めます。



第5章 スケジュール

基本的な考え方に基づき、今後、様々な検討や調整を重ねながら、跡地活用の推進に向けて取り組んでいきます。また、将来の社会状況などが変化することも想定しながら、財政状況なども踏まえ、適宜スケジュールの見直しを行いながら進めます。

